

県立新津高等学校 部活動に係る活動方針

1. 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 身体の鍛錬や技術の向上のほか、コミュニケーション能力の育成、集団意識の醸成、集団における個の役割の体験的習得、生徒相互の人間関係の構築、思いやりの心の育成等を通じて、総合的な人間力の育成を図る。

2. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

卓球・バレーボール・野球・陸上競技・バスケットボール・剣道・バドミントン・ダンス・サッカー・弓道・テニス・少林寺拳法・水泳（同好会）
理科・書道・茶道・食物・美術・マンガ・箏曲・囲碁将棋・吹奏楽・JRC・英語（同好会）

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間 学期中 平日 2 時間程度 週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

長期休業中 平日・週休日等 3 時間程度

(練習試合や大会等を除く)

- ② 休養日 平日 1 日以上、週休日等 1 日以上の週 2 日を原則とする。

別紙「年間活動計画」による。

③ その他

- ・ 各種大会、練習試合等は事前に計画書を提出する。祝日、週休日の部活動は、事前に校長の許可を得たものに限り実施できる。
- ・ 定期考査 1 週間前（土日含む）は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 年末年始の学校閉鎖日及び学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。
- ・ 平日の休養日の変更はその週の中で補い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3 か月以内に補う。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連が主催、共催、後援する大会に参加する。
- ② その他の大会については、校長の許可を得て参加する（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

3. 部活動運営について

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。